

重 要 事 項 説 明 書

(特別養護老人ホーム)

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 125 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 長寿会
事業者の所在地	岡山県苫田郡鏡野町公保田 7 3 - 2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	衣 笠 和 孜

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム いずみ山荘
施設の所在地	岡山県苫田郡鏡野町公保田 7 3 - 2
事業の種類	特別養護老人ホーム
事業者指定 年月日	岡山県 平成 12 年 4 月 1 日
指定番号	3 3 7 3 5 0 0 2 4 2
利用定員	5 0 人
施設長名	万 袋 靖 介
電話番号	0 8 6 8 - 5 4 - 1 2 1 2
ファクシミリ番号	0 8 6 8 - 5 4 - 1 2 1 1

3 事業所一覧

事業の種類		指定事業者	指定年月日	指定番号	利用定数
施設	特別養護老人ホーム	岡山県	平成 12 年 4 月 1 日	3373500242	50 人
施設	地域密着型特別養護老人ホーム	鏡野町	平成 24 年 9 月 1 日	3393500073	29 人
居宅	短期入所生活介護	岡山県	平成 12 年 4 月 1 日	3373500143	9 人
認知症対応型共同生活介護		鏡野町	平成 15 年 6 月 1 日	3373500291	9 人
			平成 20 年 10 月 1 日		9 人

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある方に対し、適正な介護福祉施設介護サービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	- 介護保険法の理念に基づき、要介護状態の維持・改善を目標設定して計画的にサービスを提供する。また、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたり配慮し介護する。 - 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った生活介護サービスの提供に務める。 - 事業の実施にあたっては、関係市町村等保険者、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービス提供事業者との連携に務める。

5 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地		6 7 3 3.6 6 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造平屋建（耐火建築）
	延べ床面積	1 7 8 3. 6 m ²
	利用定員	5 0 名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
4人部屋	2室	7 0. 8 m ²	8. 8 m ²
4人部屋	8室	2 8 1. 1 m ²	8. 7 m ²
2人部屋	5室	9 0. 9 m ²	9. 1 m ²
静養室	2室	3 6. 4 m ²	1 8. 2 m ²

(3) その他主な設備

設備の種類	数	面積
面接室	1室	6. 6 m ²
倉庫	1室	2 1. 2 m ²
霊安室	1室	1 4. 4 m ²
介護材料室	1室	4. 7 m ²
宿直室	1室	1 0. 6 m ²
機械室	1室	4 5. 1 m ²
管理室	1室	1 9. 1 m ²

(4) その他主な設備 衛生

設備の種類	数	面積
寮母室	2室	2 2. 9 m ²
洗濯室	1室	4 9. 4 m ²
訓練室	1室	1 9 7. 3 m ²
廊下、その他	1室	8 1 3. 8 m ²
便所	8室	8 4. 1 m ²
医務室	1室	1 5. 2 m ²

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数
施設長	1名
生活相談員	1名 以上
介護職員	1 8名 以上
看護職員	2名 以上
医師	2名 以上
歯科衛生士	2名 以上
管理栄養士	1名 以上
介護支援専門員	1名 以上
機能訓練指導員	1名 以上

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
介護職員	・早番（ 7：30～16：30） - 日勤（ 8：30～17：30） - 夜勤（16：00～10：00） 原則として職員1名あたり入所者3名のお世話する。	原則として 4週8休
看護職員	・正規の勤務時間帯（8：30～17：30） ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備える。	4週8休
医師	週2日（火金曜日）、13：00～15：00まで勤務	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休

8 営業日およびご利用の申込

営業日	年中無休
申込の方法	入所申込書にご記入捺印後申込をする。

9 施設サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事の提供	・ 管理栄養士が、利用者の身体状況及び嗜好を考慮した、栄養ケア計画を作成し、栄養に配慮したバラエティに富んだ食事を提供する。（特別食の食材料費は給付対象外） ・ ご利用者の自立支援のため食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮する。 （食事時間） 朝食 8：00～ 8：30 昼食 12：00～12：30 夕食 18：00～18：30
入浴	・ 入浴又は清拭を週2回行う。 ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができる。
排泄	・ 排泄の自立を促すため、ご契約書の身体能力を最大限活用した援助を行う。
健康管理	・ 嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努める。また、緊急等必要な場合は主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぐ。 ・ 入所者が外部の医療機関に通院する場合は、できるだけ家族が介添えをする。

重度化対応	・ 状態悪化時における 24 時間連絡体制を整備する。 ・ 状態悪化時にも可能な限り、施設で生活を継続できるよう、急性期における医療機関との連携体制を確保し、看取りに関する指針の整備等を行い、利用者ご家族と連絡を密に図る。 (別添 1)
その他自立への支援	・ おむつ交換時には体位変換をおこなう。 ・ 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えをおこなうよう配慮する。 ・ シーツ交換は週 1 回、寝具の消毒は月 1 回実施する。 ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮する。 ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助する。 ・ 心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、 ・ 又はその減退を防止する為に、計画に基づいて定期的に訓練を行う。
相談および援助	・ 入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努める。 (相談窓口) 生活相談員

(2) その他介護給付によるサービス加算は別表 1 の通り

(3) 介護保険給付対象外サービス

1. 食事の提供
2. 居室の提供
3. 理美容（実費）
4. 特別の食事の提供
5. その他生活サービスの提供

10 利用者負担金

お支払いただく利用者負担金は別表 1 のとおり

11 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中	無料
利用開始当日	無料

12 苦情等申立先

当施設ご利用 相談室	苦情等対応責任者 管理者 万袋靖介 苦情等対応窓口担当者 生活相談員 ご利用時間 毎日午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話 0868-54-1212
岡山県美作県民局	津山市椿高下 114 電話 0868-23-1291 午前 8:30～午後 5:15
岡山県国民健康保険 団体連合会	岡山市桑田町 11-6 電話 086-223-8811 午前 9:00～午後 4:00
鏡野町役場	苫田郡鏡野町竹田 660 電話 0868-54-2986 午前 8:30～午後 5:15

13 協力医療機関

施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、あらかじめ施設が定めた下表の協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

医療機関の名称	衣笠内科医院	津山内田整形	石川歯科医院
院長名	衣笠信行	内田健介	石川光伸
所在地	津山市椿高下 39	津山市津山口 49-1	鏡野町吉原 383-1
電話番号	0868-22-7811	0868-22-5552	0868-54-3290

医療機関の名称	芳野病院	鏡野町国民健康保険病院
院長名	沼 義則	寒竹一郎
所在地	鏡野町吉原 312	鏡野町寺元 365
電話番号	0868-54-0312	0868-54-0011

14 事故防止・事故発生時の対応及び賠償責任

- ① 事故防止の研修等を通じて、事故防止に努める。
- ② 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係保険者各機関並びに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ③ 施設は、サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地変等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行う。但し、当該事故の発生につき、利用者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。
- ④ 施設は、万一の事故の発生に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償責任保険に加入している。

15 身体的拘束その他行動制限

利用者又は他の入居者の生命もしくは身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しない。行動を制限する場合は利用者、及び家族に対し事前又は、事後速やかに行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し同意を得る。又サービスの提供記録にその内容を記載する。

16 人権擁護・虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次の必要な措置を講じる。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームいずみ山荘 消防計画」にのっとり対応を行う。
近隣との協力関係	津山圏域消防組合、香南消防団と非常時の相互の応援を約束している。
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホームいずみ山荘消防計画」にのっとり、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施する。

防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	2 所
	非難階段	無	屋内消火栓	10 個所
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	1 9 個所	漏電火災報知機	有
	ガス漏れ報知機	有	非常用電源	有
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用している。			
消防計画等	消防署への届出日：令和5年4月13日 防火管理者：苫田翔平			

18 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ず面会前に職員に知らせる。 面会時間は、9時～17時30分までとし、時間外となる場合は予め連絡をする。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を「外出・外泊届」に記入申し出る。
入退院	入退院時には、家族が付き添い手続き等をする。

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用する。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがある。
居室の明け渡し	契約が終了する場合において、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び上記に基づく義務を履行した上で居室を明け渡す。 もし、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は上記の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定料金を当施設に支払う。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為は慎む。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにする。
所持品の管理	紛失された場合、責任を負いかねるので、貴重品の持ち込みはしない。 衣服等は季節により、入れ替えをする。
現金等の管理	現金を持ち込まない。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はできない。
動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
複写物の交付	ご契約者の要求があれば、サービス提供についての記録、事業計画書、事業報告書、決算書をいつでも閲覧できるが、複写物を必要とする場合には、実費負担いただく。

19 秘密の保持

- 1 当施設の職員は、業務上知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を、正当な理由なく第三者に漏さない。
- 2 当施設は、職員が退職後、就業中に知り得た利用者、利用者の家族等の秘密を、正当な理由なく第三者に漏さない。
- 3 当施設が、居宅介護支援事業者等必要な機関に利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により同意を得る。

20 福祉サービス第三者評価実施状況

項 目	内 容
(1)実施の有無	無
(2)実施の年月日（直近事業所）	令和 年 月 日
(3)実施した評価機関	
(4)評価結果の開示状況	

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名_____氏名_____）から上記重

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者の家族等 住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄

(別表1)

特別養護老人ホームいずみ山荘利用料金表

基本料金(月額)

令和7年4月現在

要介護度		要介護度3	要介護度4	要介護度5
介護サービス費 自己負担額 1割負担		732円	802円	871円
食費	第1段階	300円		
	第2段階	390円		
	第3段階(1)	650円		
	第3段階(2)	1,360円		
	第4段階	1,445円		
居住費	第1段階	0円		
	第2段階	430円		
	第3段階	430円		
	第4段階	915円		

※ 介護サービス費自己負担額は、1割負担、2割負担又は3割負担です。

※ 次の項目について、加算算定を行います。

個別機能訓練加算(Ⅰ)(12円/日)・個別機能訓練加算(Ⅱ)(20円/月)、日常生活継続支援加算(Ⅰ)(36円/日)

看護体制加算(Ⅰ)イ(6円/日)・看護体制加算(Ⅱ)イ(13円/日)、夜勤職員配置加算(Ⅰ)(22円/日)、栄養マネジメント強化加算(11円/日)、排せつ支援加算(Ⅰ)(10円/月)、自立支援促進加算(280円/月)、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(介護料に14%を乗じた額≒約128円/日)、科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(50円/月)、安全対策体制加算(20円/入所時に1回)

※ 次の項目について、算定要件を満たした場合には加算算定を行います。

口腔衛生管理加算(Ⅱ)(110円/月)褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(3円/月)又は褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(13円/月)経口維持加算(Ⅰ)(400円/月)・経口維持加算(Ⅱ)(100円/月)、再入所時栄養連携加算(200円/回)、配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間650円、深夜1,300円、勤務時間外325円)、個別機能訓練加算(Ⅲ)(20円/月)、退所時情報提供加算(250円/回)、退所時栄養連携加算(70円/回)、生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(10円/月)、認知症チームケア推進加算(Ⅱ)(120円/月)、協力医療機関連携加算(Ⅰ)(50円/月)、高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(10円/月)、高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)(5円/月)

※ 入所後30日間及び30日を超えた入院後、退院された場合には30日を限度として初期加算(30円/日)が必要となります。

※ 外泊・入院等の場合、介護サービス料は必要ではなく、最大6日までを限度として外泊費・入院費(246円/日)の計算を致します。

※ 看取り介護を希望された場合は、看取り介護加算(Ⅰ)が必要となります(上限45日)。

※ 第1段階～第3段階は市町村発行の負担限度額認定証により決定します。(認定証のない方は第4段階となります。)

参考例：1割負担 1ヶ月の利用料(含加算)

(要介護度4、第2段階の方1ヶ月の利用例)

介護料	1,042円×30日=31,260円
食費	390円×30日=11,700円
居住費	430円×30日=12,900円
合計	55,860円

(要介護度4、第3段階(1)の方1ヶ月の利用例)

介護料	1,042円×30日=31,260円
食費	650円×30日=19,500円
居住費	430円×30日=12,900円
合計	63,660円

(要介護度4、第3段階(2)の方1ヶ月の利用例)

介護料	1,042円×30日=31,260円
食費	1,360円×30日=40,800円
居住費	430円×30日=12,900円
合計	83,160円

(要介護度4、第4段階の方1ヶ月の利用例)

介護料	1,042円×30日=31,260円
食費	1,445円×30日=43,350円
居住費	915円×30日=27,450円
合計	102,060円

(別添1)

重化対応マニュアル

〔1〕 24時間連絡体制

〔2〕 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ① 看取り介護の基本理念を明確にし、本人又は家族に対し生前意思（リビングウイル）の確認を行う。
- ② 看取り介護においては、医師による診断（医学的に回復の見込みが無いと判断したとき）がなされた時が、看取り介護の開始となる。
- ③ 看取り介護の実施にあたり、本人または家族に対し、医師又は協力病院から十分な説明が行われ、本人または家族の同意を得ること。（インフォームドコンセント）
- ④ 看取り介護においてはそのケアに携わる管理者、介護支援専門員、看護師、介護職員等従事する者が協働し、看取り介護に関する計画書を作成し、原則として週1回以上、本人家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行うこと。なお、必要に応じて適宜、計画内容の見直し、変更をする。

〔3〕 医師・看護師体制

- ① 看取り介護実施にあたり、協力病院医師との情報共有による看取り介護の協力体制を築いていること。
- ② 看護師は医師の指示を受け、利用者の疼痛緩和等安らかな状態を保つように状態把握に努め、利用者の状況を受け止めるようにする。また、日々の状況等について随時、家族に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応していく。
- ③ 医師による看取り介護の開始指示を受けて、カンファレンスに基づき多種協働による看取り介護計画書を作成し実施するものとする。

〔3〕 看取り介護体制の整備

- ① 尊厳ある安らかな最期を迎える為に、環境整備に努め、その人らしい人生を全うするための施設整備の確保を図ること。
- ② 24時間連絡体制の整備
- ③ 重度化対応、看取りに関する指針の作成